

○静岡市附属機関設置条例

平成30年 3月20日

条例第17号

改正 平成30年12月13日条例第79号

平成31年 3月20日条例第 5号

令和 3年 3月11日条例第 5号

令和 3年12月15日条例第76号

令和 4年 3月18日条例第 8号

令和 4年 7月12日条例第28号

令和 5年 3月20日条例第12号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。

3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要があると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置する。

4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則（公営企業管理者にあつては、管理規程をいう。以下同じ。）で定める。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要があると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。

4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

（委員）

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長等）

第6条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、会長等は、別表第1及び別表第2の会長等の欄に定める者とする。

2 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

3 会長等は、附属機関の会議の議長となる。

4 附属機関に、会長等の指名により、副会長又は副委員長を置く。

5 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集する。

2 附属機関は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

（部会）

第8条 執行機関等は、執行機関等の規則に定めるところにより、執行機関等の規則に定める事項を処理するため、附属機関に部会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。

3 附属機関は、会長等が附属機関に諮って定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

（意見の聴取）

第9条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(静岡市行財政改革推進審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 静岡市行財政改革推進審議会条例（平成15年静岡市条例第24号）

(2) 静岡市政策・施策外部評価委員会条例（平成27年静岡市条例第86号）

(3) 静岡市生涯学習推進審議会条例（平成20年静岡市条例第12号）

(4) 静岡市保健所運営協議会条例（平成15年静岡市条例第162号）

(5) 静岡市精神保健福祉審議会条例（平成18年静岡市条例第37号）

(6) 静岡市食育推進会議条例（平成19年静岡市条例第18号）

(7) 静岡市大規模小売店舗立地審議会条例（平成28年静岡市条例第19号）

(8) 静岡市水防協議会条例（平成15年静岡市条例第292号）

(9) 静岡市小学校及び中学校通学区域審議会条例（平成15年静岡市条例第263号）

(10) 静岡市スポーツ推進審議会条例（平成15年静岡市条例第121号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に別表第1に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、別表第1の附属機関（以下「新附属機関」という。）の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の委員が在任する間の当該附属機関の委員の定数及び構成は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、それぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、

審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

附 則（平成30年12月13日条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月20日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に委嘱される静岡市都市景観表彰選考委員会の委員の任期は平成32年3月31日までとし、施行日以後最初に委嘱される静岡市立清水病院経営計画評価会議の委員の任期は同年10月31日までとする。

附 則（令和3年3月11日条例第5号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月15日条例第76号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱される静岡市再犯防止推進協議会の委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

附 則（令和4年3月18日条例第8号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月12日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第12号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条から第6条まで関係）

（平30条例79・平31条例5・令3条例5・令3条例76・令4条例8・令4条例28・令5条例12・一部改正）

1 市長

| 附属機関 | 所掌事務 | 定数 | 委員の構成 | 任期 | 会長等 |
|-------------------|---|-------|--|----|--------------|
| 静岡駅南口駅前広場再整備検討委員会 | 静岡駅南口駅前広場の再整備に関する計画の策定及び推進について調査審議すること。 | 15人以内 | 1 学識経験を有する者 2 静岡駅に関連する公共交通事業者を代表する者 3 静岡県警察官 4 関係団体を代表する者 5 町内会及び自治会の代表者 6 市民 | 2年 | 委員の互選により定める者 |

別表第1 静岡市行財政改革推進審議会から静岡市森林整備計画策定委員会まで、静岡市都市景観表彰選考委員会から静岡市水防協議会は省略

別表第1 2及び3は省略

別表第2（第2条から第6条まで関係）（平30条例79・一部改正）は省略